

令和2年1定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和2年3月12日

質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員

担当部課 総合政策部政策局参事

警察本部公安第二課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 公安課題について (一) 選挙演説中におけるやじへの対応について 1 道警察の報告書について</p> <p>昨年7月の参議院選挙における安倍首相の街頭演説中に、市民を警察官が排除した問題で、道警察は2月26日、ようやく報告を道議会に行いましたが、身内である警察官からのみ事情聴取を行った上で作成されており、報告書が客観的とは到底言えないと考えますがいかがですか。これで道民の理解を得られたと認識しておられるのか、知事、公安委員長及び警察本部長の見解を伺います。</p> <p>公安委員会は、道警察への指導責任が果たされたと認識されているのか、公安委員長に伺います。</p>	<p>【知事】</p> <p>昨年の参議院選挙時の道警察の対応についてですが、道警察からは、先般、道議会に対し、街頭演説やその後の状況を踏まえ、犯罪や事故につながるようなトラブルや混乱の未然防止、要人の安全確保に必要と判断し、現場の警察官が講じた措置と法的根拠について報告されたものと承知をしており、私にもその旨説明があったところであります。</p> <p>私といたしましては、道警察においては、中立性に疑念をいだかれることのないよう適切に職務を遂行することはもとより、確認した事実関係など、本件に関する考え方を道民の皆様に理解いただけるよう、努めていただきたいと思います。</p> <p>【公安委員長】</p> <p>道警察からの報告についてですが、道公安委員会では、昨年7月15日の警護警備における警察措置につきまして、定例会議において事実関係の確認状況などの報告を受け、その中で道警察に対し、説明責任を果たすべく、事実関係についてしっかりと確認を行うように指導を行ってきたところであります。</p> <p>その上で、2月26日の臨時会議におきまして、いずれも現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであるとの報告を受け、これを了承したものであります。</p> <p>道公安委員会といたしましては、道警察が今後とも、道民に対し、しっかりと説明責任を果たしていくよう適切に管理機能を発揮してまいります。</p> <p>【警察本部長】</p> <p>事実確認結果の報告についてですが、道警察では、昨年7月15日の警護警備において、報道、意見書等の様々な機会に指摘を受けたものについて、現場にいた警察官からの聴取等により、現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであると確認できたことから、2月26日の総務委員会において報告したところであります。今後とも、より丁寧な協力要請などにより、警護警備に対する道民の理解と協力が得られるよう、より一層努力してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 法的根拠の説明について</p> <p>札幌駅前でヤジを飛ばした人達は、警職法第4条及び第5条に基づき、警察官が無理やり後方に連れて行く行為を行ったとされます。警職法第4条を何に基づいて判断されたのですか、具体的理由を伺います。</p> <p>報道の映像では、男性が「法的根拠は何か」と警察官に説いたしていますが、その際、警察官は法的根拠を説明されなかったのか、警察本部長に伺います。</p> <p>3 警察官職務執行法第4条に基づく対応と公安委員会への報告について</p> <p>警職法第4条2項の規定により警察官が実力を行使した際は、公安委員会への報告義務が生じます。公安委員会の議事録等で確認できる件数と概要について伺います。また、選挙の時に警職法第4条が発動されたことは一度でもあったのか、警察本部長に伺います。</p> <p>4 選挙における警備について</p> <p>道警察は昨年6月28日付の通達で「社会に対する不満・不安感を鬱積させた者が、重大な違法事案を引き起こすことも懸念される」と述べ、警察官に「固定観念を払拭させ、事案の未然防止を図ること」と指示しています。社会に対する不満を抱いた者を全て犯罪予備軍として扱い、取り締まりを強化しているのか、伺います。</p> <p>又通達には「人権侵害や選挙運動等に対する不当干渉との批判を受けることのないよう」と明記しているにもかかわらず、ヤジを飛ばした当事者だけを排除したことは、不偏不党の原則からの逸脱と考えますが、警察本部長の見解を伺います。</p>	<p>【警察本部長】</p> <p>法的根拠の説明等についてであります。昨年7月15日の警護警備におきまして、札幌駅前において大声をあげた方々については、他の聴衆から反発の声があがるなど、聴衆との小競り合いから犯罪行為が発生するような緊迫した状況となるなどしていたことから、警察官職務執行法第4条第1項及び第5条に基づき措置を講じたものであります。</p> <p>また、法的根拠の説明につきましては、ご指摘の内容が、どの場面のもを指すのか明らかではありませんが、第一線ではそれぞれの警察官が状況に応じて所要の措置を講じることとなり、今回の警職法第4条第1項及び第5条に基づく措置については、これらの条項を示して説明したものではありませんが、職務執行の相手方に対し、状況や必要に応じて、職務執行の理由や必要性を説明しております。</p> <p>【警察本部長】</p> <p>警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置の件数等についてであります。確認できた範囲では、今回の事案を除くと、平成30年度及び令和元年度に、猟銃の使用による熊の駆除2事案について報告を実施しております。また、選挙の時に同条同項の措置を講じたことがあるか否かについては、道警察におきましては、同項に基づく措置の件数について、統計をとっていないことから、お答えすることは困難であります。</p> <p>【警察本部長】</p> <p>選挙における警護警備についてであります。一般的に要人による街頭演説の際は、多数の聴衆が集まり、要人が不特定多数の方と接触することが多いことから、警察におきましては主催者側と連絡を取りつつ、犯罪や事故につながるようなトラブルや、これに起因する現場における混乱を未然に防止し、要人の安全を確保するため、必要な警察措置を講じております。</p> <p>今回の街頭演説に伴う警護警備におきましても、現場の警察官がそれぞれの現場の状況を踏まえ、必要と判断した措置を講じたところであり、また、警察におきましては不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行しているところであり、特定の意見の表明を規制することはございません。</p>